

パブリックコメントに寄せられたご意見及びご意見に対する考え方

(※) ご意見において該当箇所を記載されていなければ空欄

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
1	第2部 10	35	<p>わが国の海洋権益を強く主張することは極めて重要ですが、その際、海洋権益の根拠となっている「離島」に対する十分な理解と配慮、特に、「離島住民」の方々の安心・安全等の問題への政策的な配慮が強く求められると考えます。このことによって、海洋基本法が定める「地方公共団体の責務」、本基本計画が示す「海洋に関する国民の理解の増進と人材育成」などの課題においても、本法の推進が「血の通った」国民参加型のものになると思います。</p> <p>離島に関しましては、35ページの10（離島の保全等）で触れられていますが、特に外国と海域を接している「国境離島」の保全と振興について、住民の目線も含んだ内容が同計画の中に盛り込まれるべきであると考えます。</p> <p>例えば、以下のような段落を上記10の（3）として加筆されてはいかがでしょうか。 ご検討のほど、宜しくお願い致します。</p> <p>わが国の海洋権益の維持については、領海、排他的経済水域の基線を構成する離島が重要な役割を果たしていることは明らかである。 特に、周辺国との中間線を引くための基線を構成している離島、すなわち「国境離島」の地域活力の維持と発展はわが国にとって極めて重要である。 さまざまな厳しい生活条件等も抱えている「国境離島」の住民の活動・生活なしにはわが国の海洋権益の維持・発展も困難になること等を十二分に踏まえつつ、かかる離島における住民の安全、防災等に対する必要な措置を十分に講じるほか、国境離島地域の活性化、また、当該地域における国際協力の推進などについて、必要かつ有効な措置を講じていく必要がある。</p>	<p>ご指摘の離島については、広大な管轄海域を設定する根拠の重要な一部をなすなど、海洋の開発、利用、保全等に関して重要な役割を担っていることから、「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針(仮称)」の策定とあわせて、離島の保全・管理を進めていくとともに、住民の安全、防災に関する措置も含めて振興を図る旨記述しています。</p>
2			<p>海洋基本計画（原案）のメタンハイドレートに関する部分に関して意見したいと思います。 計画案では10年後をめどに商用化実現を掲げていて、さらにメタンハイドレートなどに関し政策資源を戦略的に集中投資するとあり大変評価できます。しかし、メタンハイドレート研究開発研究コンソーシアムでは2016年度を目標に商用化を当初は定めていて、研究開発の遅れは否めません。 中国では採算度外視でメタンハイドレート開発に取り組んでいるそうなので、日本も官民一体となって予算・人員をもっと増強すべきだと考えています。一部の組織で細々とやっているのではなく、国家の最重要戦略として取り組んで欲しいです。 人類は核エネルギーまで実現したので、メタンハイドレートの実現は政府の姿勢次第で早期に実現可能であると私は考えていますので、今後の政府の取り組みに大変期待しております。</p>	<p>メタンハイドレート開発は、政府としても積極的に推進すべき重要な課題であると考えます。ご期待に添えるよう、取り組んでまいります。</p>
3	総論	1	<p>「海洋基本計画」でいう「海洋」の定義を明確にしておく方がよいのではないかと考えます。</p>	<p>海洋基本法は規制法ではないので、広く解釈の余地を残す方が個別施策において弾力的対応が可能と考えます。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
4	総論	1	海洋と流入河川との関係は、他の箇所にて記述されているが、総論で論じておくべき重要なテーマと考えるが如何。	ご趣旨につきましては、総論（２）の「陸上における諸活動が海洋に与える影響も無視できなくなったこと、」という記述に反映されているものと考えます。
5	総論	2～3	『海洋という「場」を管理する立場でその利用をいかにするべきかという視点での政策はなかった』の記述に異議あり。漁業権は、海洋の一部である「漁業権区域」内での、漁業を含めた諸行為を規制、監視、自然や水産資源の適切な維持保全など、「場」を管理運営してきたのである。海洋管理主体として沿岸民があり、わが国の沿岸海域が良好に守られてきたことは、世界的にも評価されてしかるべきものがある。これはわが国の誇るべき海洋「政策」のひとつであると考えます。	海洋基本法第6条（海洋の総合的管理）に、「海洋の管理は、（中略）海洋に関する諸問題が相互に密接な関連を有し、及び全体として検討される必要があることにかんがみ、（中略）総合的かつ一体的に行われるものでなければならぬ」と規定されています。これまでも海洋において水産資源の管理実態があることは承知していますが、そのことをもって、基本法に規定されている海洋に関する諸問題を全体として検討する視点で総合的・一体的に行われるべき海洋管理政策があったとはいえないと考えます。
6	第1部 3	10	「海洋文化、歴史の継承」のような文言・内容をどこかへ挿入しておきたい。この箇所にこだわらない。	総論（１）は、海洋と我々との関わりについて、全世界的な歴史的経過を踏まえて記述しているものであり、ご趣旨に沿った記述であるとを考えます。また、地域の歴史・文化の重要性を踏まえ、第2部12（１）において、「国民が海洋にふれあう機会を充実する観点から」、「歴史・文化に培われた風土等をいかした地域振興のための取組を推進する」と記述しています。
7	第2部 1	16	もう1項目「ウ 増養殖海面の確保」を入れる。内容：特定の水産物需要の増大に対する対応、水産資源の枯渇、混獲やクジラ、イルカ等に係る環境問題等に対応するためには、これからのわが国の水産業は、海洋を利用して水産物を作り育てる増養殖漁業の振興を早急に図らなければならない。既に、まぐろの養殖は産業となっているが、将来はクジラ等も、家畜と同様に「家魚」化してゆかねばならない。このためには、海洋環境の整った広大な増養殖海面の確保が重要である。これにより、新たな海洋産業の創出も見込める。	第2部1は、海洋基本法第17条に基づいた記述となっています。なお、ご意見のような増養殖については、現段階で、今後推進すべき施策として記述することは困難と考えます。
8	目次		第2部の3として排他的経済水域等の確保・保全を設け、10の離島の保全とは別に海洋政策上の離島政策を記述していただきたい。	第2部10において、離島の海洋政策上の位置付けを明確化する旨記述しています。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
9	第1部 1	6	6ページ15行目から21行目間を以下のように書き換えていただきたい。 我が国の周辺海域は世界の三大漁場の一つといわれ、極めて高い生産力を持つ海域であるが、 <u>海洋生物の生息環境の悪化等による生産力の減少が心配されている</u> 。現在、資源評価を実施している水産資源のうち約半数が低位水準にとどまっている。水産資源は再生産可能であるため、漁獲可能量(TAC)制度・漁獲努力可能量(TAE)制度に基づく管理・資源回復計画等の推進に加え、 <u>海藻増養殖等による海洋生物生息環境の改善、漁場整備による漁場生産力の向上を図ると共に、周辺国・地域との連携・協力の強化等を図り、低位水準にある資源を回復させる必要がある</u> 。	第1部は「基本的な方針」として、施策の背景及び必要性が理解できるように記述したものです。なお、具体的な施策の内容については、第2部1で記述しています。
10	第1部 4	11	11ページ20行目「また、地域の活性化の視点から～必要である」は削除していただきたい。 理由：この前後の文章と連携がないこと及び新たな海洋産業の創出の例として、海洋レジャー推進は不適当。「海業の推進」の方がまだ良い。	海洋レジャーの推進についても、地域産業活性化に資するものとして重要であると考えています。
11	第1部 5	13	13ページ3行目から6行目間を以下のように書き換えていただきたい。 さらに、広大な我が国の管轄水域に点在する離島について、その海洋政策推進上の位置付けを明確化し、 <u>国の責任で適切に管理するとともに、離島振興法適用の「有人離島」についても国の関与を強化する必要がある</u> 。 理由：離島振興法適用以外の離島にも、海洋政策推進上重要な離島が多数存在するので、これらの離島についても、国家の責任で保全・利活用のための政策を行う必要がある。	第1部は「基本的な方針」として、施策の背景及び必要性が理解できるように記述したものです。なお、具体的な施策の内容については、第2部10で記述しています。
12	第2部 1	15	15ページ3行目から4行目間を以下のように書き換えていただきたい。 水産資源については、その多くが低位水準にあるとの指摘があり、 <u>排他的経済水域における漁場整備や海洋生物生息環境の改善等による水産資源の回復、適切な管理措置の導入等が必要である</u> 。	漁場整備や海洋生物生息環境の改善等は重要であるとされており、第2部1(1)イに記述しています。
13	第2部 1	15	第2部1の(1)は「水産資源の持続的利用の推進」に変更していただきたい。	水産資源の持続可能な利用の推進は重要であると考えています。当該部分は、海洋基本法第17条に沿った記述としています。
14	第2部 1	15	15ページ(1)の2行目から4行目の4行を以下のように書き換えていただきたい。 その際、 <u>周辺水域においては漁場整備や海洋生物生息環境の改善を図り、沿岸海域においては自然生態系と調和しつつ人手を加えることによって生物多様性の確保と生物生産性の維持するという「里海」の考え方の具現化を図る</u> 。 理由：水産資源の持続的利用の推進には周辺海域の漁場生産力の回復が必要である。	「里海」の考え方は、本計画において、その具現化を新たに提示したものであり、具現化のための具体的対応については、個別の状況で異なることが想定されます。ご意見の趣旨は、今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
15	第2部 1	16	16ページ3行目に「海藻林による」を追加していただきたい。 また、漁業生産量の減少が著しい沖合海域においても、基礎生産力を向上させるため、新たに海藻林による産卵場、幼稚仔の保育場の造成等の漁場整備を推進する。	海藻林は、産卵場等の造成といった漁場整備の一つの対応策と認識していますが、ここでは対応策を限定しない記述としています。ご意見の趣旨は、今後の施策に当たり参考とさせていただきます。
16	第2部 3	20	20ページ、ア水産資源の1行目に「漁場環境の改善を図り、資源を」を追加していただきたい。 水産資源は、再生産が期待できることから、漁場環境の改善を図り、資源を適切に管理することにより、枯渇させることなく持続的に利用することが可能である。	ご指摘の点は、「適切に管理する」に含まれるものと考えます。
17			海洋産業省（仮称）の設置について 海洋産業の健全な発展と海洋の総合調整を円滑かつ確実に実行するためには、これらを庁の設置が必要である。 「海洋基本計画（原案）」を読むなかで、水産業や漁業に関する事項が大部分を占めることから、水産庁を母体に海上保安庁、国土交通省、文部科学省などの省庁を再編して、海洋産業省（仮称）を設置することが賢明だと思います。 また、都道府県においても海洋産業担当部局を設置することが賢明だと思います。	ご意見の趣旨については、今後の施策の検討に当たり参考にさせていただきます。
18			水産高校の専攻科の短大化について 普通高校の生徒が水産高校の専攻科へ入学して、海技士資格を取得できるようにするだけでなく、水産高校の専攻科の卒業生に短大卒業資格を与え、さらに高度な技能を会得するために、水産系の大学へ編入できるシステムを整備してほしい。	高等学校の専攻科は短期大学ではないため、その卒業生に対して、短期大学卒業の資格を与えることはできません。 また、大学への編入学は、大学の卒業要件（4年で124単位）の例外として、短期大学や高等専門学校における組織的・体系的な教育の成果を評価し大学の途中入学を認めるものですが、高等学校の専攻科は、特別の事項について教育を行うという目的で設置されるものであり、体系的な教育を行うものとは位置づけられていないことなどから、水産高校の卒業生に対し、水産系の大学への編入学を認めることはできません。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
19			<p>海洋を陸域と一体となった持続的資源循環利用の概念が抜けている。循環資源には次のものがある。</p> <p>(ア) 水 水資源に対する貢献</p> <p>(イ) 食糧 食糧確保への貢献</p> <p>(ウ) 炭素（二酸化炭素） 炭素吸収への貢献</p> <p>(エ) 窒素、磷 窒素・磷資源の循環と確保の場</p>	<p>(ア) 水の循環については、総論(1)において地球規模の水循環が果たす役割について記述しています。</p> <p>(イ) 食糧確保への貢献については、総論(1)(2)等で記述しています。</p> <p>(ウ) 二酸化炭素吸収については、第2部2(3)において海洋による二酸化炭素吸収のメカニズム解明について記述しています。</p> <p>(エ) 窒素、リン等の栄養塩類の循環については、第2部9(1)ウにおいてその適正管理について記述しています。</p>
20			<p>新しい産業を興し、資源を探索掘削する計画が強調されている。これと平衡するべき二酸化炭素吸収の記述がない。</p> <p>(ア) 新産業及び資源掘削で大気中の二酸化炭素がさらに増加することへの評価。</p> <p>(イ) 二酸化炭素の2/3は海洋が吸収していることは周知の事実であるのに全く触れられていない。</p> <p>(ウ) 二酸化炭素吸収への海藻、珊瑚、貝類の評価がない。</p> <p>(エ) 上記に対する調査あるいは課題の設定さえない。</p>	<p>二酸化炭素の吸収等については、第2部2において、「二酸化炭素の吸収等海洋による気候変動の緩和や、海水の二酸化炭素濃度の増加による海洋環境への影響等に関する科学的知見の充実に図り、地球環境の保全に貢献することが必要である」ことを記述した上で、同(3)において海洋による二酸化炭素吸収のメカニズム解明等の取組について記述しています。ご意見の趣旨は今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
21	第2部 12		<p>高等学校教科「水産」の学習指導要領の見直しを行う。</p> <p>海洋基本計画（原案）の『教科「水産」の見直し』を、教科「海洋」と海洋学科の新設を視野に入れた『教科「水産」の見直し』とするべきである。</p> <p>○教科「海洋」の新設 現在、初等中等教育学習指導要領において、海洋について深く学習する教科は「水産」しかない。教科「水産」は内容が主に水産業に限定され、目標が知識と技術の習得である。またその領域は水産と海洋の関係が「水産が海洋を含む」といったとらえ方をしている。そこで、教科「水産」を教科「海洋」とする。教科「海洋」の領域ととらえ方は「海洋が水産を含む」とする。その目標は「海洋に関する知識の習得」や「海洋の科学的な探究」とする。内容は水産業に加えて海洋科学、海洋文化、海洋関連産業へ幅を拡げ、海洋に関して総合的な学習ができるようにする。また普通科高校生の海洋教育を普及するために、普通科高校生が教科「海洋」の科目を履修できるよう配慮する。</p> <p>○海洋学科の新設 現在、学校設置基準等では水産に関する学科が規定されている。上記の通り、教科「海洋」の新設に応じて、「海洋学科」の新設をする。</p>	<p>教科「水産」では、現行の学習指導要領においても、海洋に関する教育の重要性に鑑み、教科の目標に海洋を明記し、環境や海洋関連産業への対応にも配慮しているところ。次期学習指導要領の改訂に向けて、中央教育審議会で精力的な議論がなされておりますが、平成20年1月17日の「幼稚園、小学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）」においても、これまで以上に海洋の内容を取り入れる旨の記述がなされており、現在、本答申を踏まえ、学習指導要領の改訂作業を行っております。なお、科学的探究についても、海洋を幅広く科学的にとらえる能力や態度を育てることを重視し、科目「水産海洋科学」を新設することが提言されております。</p> <p>また、各水産高校においては海洋に関する学校設定科目を設定し、地域、学校及び生徒の実態等に応じた教育活動を行っているところで</p> <p>普通科については、学習指導要領において、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、必要に応じて、適切な職業に関する各教科・科目の履修の機会の確保について配慮することとしており、各学校の判断によって履修できるようになっております。</p>
22	第2部 12		<p>高等学校の実習船等の整備を推進する。</p> <p>現在、水産高校の実習船建造・維持費用の補助は水産に関する学科であって、漁業実習船だけとされている。国民の海洋への関心を高める措置として、水産高校実習船を活用した体験乗船を行えるよう、多目的船として整備していくとすべきである。</p>	<p>水産高校における教育においては、実習の実践は極めて重要です。そのため、全国水産高等学校実習船運営協会がまとめた年間の運行計画によると、多くの実習船が、ほぼ年間を通じて、水産や海洋実習のために使われているところです。なお、実習期間以外には、地方自治体や学校の裁量において、実習に支障がない範囲で、国民の海洋への関心を高める重要性に鑑み、小中学生あるいは親子体験乗船等にも活用されているところです。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
23	第2部 12		<p>社会や理科等において海洋に関する教育が適切に行われるよう努める。</p> <p>海洋基本計画（原案）の「社会や理科等における海洋教育の適切な実施」をより強化し、学習指導要領上に海洋教育を明確に位置づけるべきである。</p> <p>小・中学校、高校普通教育といった学校教育の中で『海洋』に関する内容が乏しく、各学校の『学習指導要領』で取り扱いが少ない。海洋基本法施行に基づいて初等・中等教育で学習指導要領上に海洋教育が位置づくよう期待する。義務教育で海洋教育を必修化できれば数年後、数十年後には国民の多くが海に関心を持ち、保全する心を持つことになる。その中から海洋政策に貢献する人材が育つことを願う。</p>	<p>海に囲まれた我が国にとって、国民が海洋についての理解と関心を深めることは重要であり、学校教育においても、小・中・高等学校の児童生徒の発達段階に応じて、社会や理科などにおいて海洋に関する学習を行うこととしております。</p> <p>具体的には、例えば、小学校の社会科においては、第5学年において、「国土の位置」の学習の中で、日本の周りの海について地図帳などを活用して調べる学習を行ったり、海洋に関する産業である「水産業」について学習する中で、水産業の果たす役割や、主な水産物の漁獲量や主な漁港などの分布、水産業に従事している人々の工夫や努力などについて調べる学習を行っております。</p> <p>中学校の社会科においては、地理的分野において、日本の周辺海や海岸、海流、海溝、大陸と海洋の分布などについて、地球儀や地図を活用しながら学習を行ったりするとともに、公民的分野において、「国家間の相互の主権の尊重と協力」について学習する中で、領海、領土、領空などについて学習することとしており、教科書では、公海や経済水域などについても具体的に取り上げられているところです。</p> <p>また、高等学校の理科においては、「地学」などにおいて、海洋の現象や観測方法などに関する科学的な知識等について学習することとしております。</p> <p>さらに、地域の実情等に応じて、総合的な学習の時間等を活用して、環境教育の一環として、海の環境について自ら調べたり体験したりする学習も展開されているところであり、今後とも学校教育において海洋に関する教育が適切に行われるよう努めてまいります。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
24	第2部 12		<p>自然系博物館等の場を生かした取り組みを推進する。</p> <p>海洋基本計画（原案）の『自然系博物館等の場を生かす』に「国立海洋博物館の設立」を加えるべきである。</p> <p>近年、自然観察会、自然環境の保全など、自然への関心が高まっている。また、生涯学習時代に対応して、国民がいつでも、どこでも、誰でも、自主的に海洋について学習ができる社会教育施設、海洋に関する生涯学習センターとしての「海洋博物館」の設立が期待される。内容は次の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海洋に関する全ての分野に渡った資料の展示、解説、収集、収蔵保管。</li> <li>・多様な学習要求、学習相談に応え、支援する。</li> <li>・遠隔地から学習できるよう、インターネットなどを利用した教育方法を備える。</li> <li>・学習者が色々な実験・実習を十分に行え、野外活動も行える。</li> <li>・教材提供や体験学習などにより、学校教育と社会教育の継続・連携を支援する。</li> <li>・学習支援など水産・海洋高校との連携をする。</li> <li>・研究機関、水族館などとの連携をする。</li> <li>・海洋教育の推進・発展のための研究を行う。</li> </ul>	<p>青少年をはじめとする国民の海洋に関する学習の推進の観点から、水族館をはじめとする自然系博物館等の博物館機能等を活かした取組を推進していくことは重要であり、その旨を第2部12(2)に記述しています。</p> <p>このような取組を効果的・効率的に全国的に展開していくにあたっては、各地域の実情に応じて取組が行われていくことが最適と考えます。このため、全国各地に既に存在する水族館を含めた自然系博物館の取組を活かす形で取組むことが重要と考えます。</p>
25	第2部 12		<p>国民の関心や疑問に答えるために、身近な場所（幼、小、中、高、大学。図書館、公共施設等）で、海に関わる人たちとのお話やイベント、展示、市民講座などの開催。</p> <p>内容は、船でも、橋、海洋生物、災害、環境、最先端の科学など何でも、漁師さんでも、土木関係の人でも、子供から大人まで分かりやすくお話ししてもらえるとうれしいです。</p>	<p>青少年をはじめとする国民の海洋に関する学習の推進の観点から、全国各地において体験を重視した学習の機会の充実を図ることが重要と考えます。このため、地域の実情に応じ、地域の創意工夫のもとで、様々な場を活用した学習の機会が企画され実践されるよう奨励して参ります。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
26	第2部 12		<p>学習の取り組み等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理科や科学の大切さや必要性をしっかりと伝えてほしい。大切な海、海洋、水のこと。大きな水循環として、小さい時からおおまかにわかっていると後で繋がりがやすいかと思います。</li> <li>・小さい頃から、地球は海を中心に回っているみたいなどころから、海をががんと取り入れていく。小学1年生の時、海から連想できるものを持ってもらって、船、魚、津波、ゴミ、台風、水・・・いろいろ出るといいと思います。大きな海を頭において、1つ1つの事柄を学んでいくという見方をすれば、生活と結びつきわかりやすいかもしれません。</li> <li>・検定の教科書に加えて、その地域にあった海洋の取組み方、副教材を作成する。学校や先生にお任せする部分も必要かもしれませんし、専門の方や地域の方から海洋に関する授業も受けられるといいですね。</li> <li>・小学校では、担任の先生がすべての教科を教えます。理科、社会のみならず、国語や算数、図工等の中にもさりげなく海に関する内容を盛り込む。(理科の苦手な先生にあたると、子供たちが気の毒です・・・)算数では、例えば、沖合い10kmとか、海水100Lとか、・・・イメージしやすいかもしれません。</li> <li>・百聞は一見にしかず。感性豊かな幼い頃、本物の海や自然に対峙できることが学びの原点だと思います。海の匂い、輝き、打ち寄せる波、アメフラシ、魚・・・五感で感じたことは何よりも強烈です。社会科見学に加えて、理科見学を。</li> <li>・小学校の理科の教科書、近くで使用されているものを見たのですが、なぜか1～6年生まで、海のことには載っていないようでした。(先生も海の事は理科では教えなかったようだとおっしゃっていました。)自然科学や工学的な視野から、理科の中に生み、海洋の事入れてほしいです。</li> <li>・中学校での理科、科学教育をしっかりとしてほしいです。高校に行くと、文系、理系に別れ、理科が取りたくてもとれない状況があります。基礎的な事と、今の時代にあった最新の内容を教えてあげてほしいです。理系に進みたい人もいるかもしれないし、理科をとれなくても、いつでも勉強できるよう土台を作っておけば後に繋がれると思います。</li> <li>・高校での理科については、すべての学生に理科や科学を伝えてほしい。私が高校生の時は、化学、物理、生物、地学、の時間があり、教科書もありました。すべてが習えるわけではないですが、広く浅く少しずつでもかじっていたので、今良かったと思います。限られた分野だけではなく、幅広く学べるような内容と取組で、せめて高校まではすべての学生に伝えてほしいです。母親になったら、子供を育てていく中でどんなに理科や科学が大事だったか、もっと勉強しておけば良かったと思うことでしょう。病気の事も、薬も、化学物質も、安全な海、水、食べ物、空気、防災や環境を守る事、生命科学生命の大切さも。海はすべての源です。</li> <li>・小、中、高校において、「海洋」という授業枠、単元を作ればいいのではと思います。教科書作りには、海洋大の先生方や研究者、海に関わる様々な方たちにも参加していただければと思います。子供のみならず、時に子供たちの勉強を見てあげる父親や母親にとっても、楽しい、興味深いものになるのではと思うのです。</li> </ul>	<p>新たな海洋立国を実現する上で、国民が海洋についての理解と関心を深めることは重要であり、学校教育においても、小・中・高等学校の児童生徒の発達段階に応じて、社会や理科などにおいて海洋に関する学習を行うこととしております。</p> <p>具体的には、例えば、小学校の社会科においては、第5学年において、「国土の位置」の学習の中で、日本の周りの海について地図帳などを活用して調べる学習を行ったり、海洋に関する産業である「水産業」について学習する中で、水産業の果たす役割や、主な水産物の漁獲量や主な漁港などの分布、水産業に従事している人々の工夫や努力などについて調べる学習を行っております。</p> <p>中学校の社会科においては、地理的分野において、日本の周辺海や海岸、海流、海溝、大陸と海洋の分布などについて、地球儀や地図を活用しながら学習を行ったりするとともに、公民的分野において、「国家間の相互の主権の尊重と協力」について学習する中で、領海、領土、領空などについて学習することとしており、教科書では、公海や経済水域などについても具体的に取り上げられているところです。</p> <p>また、高等学校の理科においては、「地学」などにおいて、海洋の現象や観測方法などに関する科学的な知識等について学習することとしております。</p> <p>さらに、地域の実情等に応じて、総合的な学習の時間等を活用して、環境教育の一環として、海の環境について自ら調べたり体験したりする学習も展開されているところであり、今後とも学校教育において海洋に関する教育が適切に行われるよう努めてまいります。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
27	第2部 12		海洋立国を支える人材の育成については、大学等での優秀な人材の育成に加えて、将来仕事において進む道は違っても、日本では海を切り離しては考えられないでしょう。農業も、商社も、土木建築も、消費者も、公務員も政治家も、お父さんもお母さんも、エネルギーもやっぱり皆が安全で安心して生活ができるよう、海の生物や海洋環境の大切さと役割を皆が学べるような教育が必要で、小さい時から海や海洋を取り入れて頂きたいです。また、様々な分野での科学の発展や技術開発などを私たちにもわかりやすく教えていただきたいと思えます。	新たな海洋立国を実現する上で、海洋分野に関係している方々のみならず、国民ひとりひとりが海洋に関し深い理解と高い関心をもち、主体的に参加していく社会を構築していくことは重要な課題です。 このため、小学校の段階から児童生徒の発達段階に応じて社会や理科などにおいて海洋に関する学習を行うこととともに、国民全体が海洋に関して高い関心を示すような、積極的な取組が必要と考えます。このため、第2部12(1)において具体的な取組を記述しています。
28			昭和58年3月15日参議院予算委員会における谷川防衛庁長官の政府答弁を変更し、「平時でも我が国に向け物資輸送をしつつある外国船籍の商船を、海上自衛隊の艦船が護衛してもわが憲法9条に違反しない」と政府見解を改める。	第1部2及び第2部5(1)において、エネルギー資源等の多くを海上輸送に依存している我が国にとって、石油等の主要な輸送海域における安全を確保することは重要であるとし、海賊対策、テロ対策について、国際的な連携・協力の促進に積極的に取り組む必要があるとした上で、国際法に則し、公海上でこれらの行為を抑制し取り締まるための体制の整備を検討し、適切な措置を講ずることを記述しています。
29			上記外国船籍等我が国に物資輸送をする船舶を護衛する任務を遂行する公海上における自衛艦に乗艦する自衛官に対し、自衛隊法第7章若しくは特別立法で「武器使用権限」を付与する法改正を行う必要がある。	第1部2及び第2部5(1)において、公海上における海賊対策、海上テロ対策への体制整備に係る検討に関連して、国際的な連携・協力の促進に積極的に取り組む必要があるとした上で、国際法に則し、公海上でこれらの行為を抑制し取り締まるための体制の整備を検討し、適切な措置を講ずることを記述しています。
30			シーレーン沿岸諸国間で、もし仮に武力戦争(印パ戦争・ナンサ諸島問題、中台内戦等)が発生し、若しくは、海賊等による治安不安定になった場合、外国船員の大量下船の懼れが生じる。その穴埋めがいつでもできるように海上自衛官の艦船運航経験者に、タンカー等の輸送船の運航に転用できるような実務訓練を実施し、且つ予備自衛官を増員確保しておく必要がある。	ご意見の趣旨については、今後の施策の検討に当たり参考にさせていただきます。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
31			「海洋立国」の定義があいまいである。これでは元気が出ない。	新たな海洋立国につきましては、まず、総論（１）の最終段落において、その実現に向けての決意を表明するとともに、取り組むべき課題については、総論（３）の前半部分に記載しております。なお、新たな海洋立国とは、これらの課題が達成された国家の状態を指すものと考えています。
32			日本の海洋技術の現状の捕らえ方が弱い：民間の海洋技術の衰退が著しい、公的機関の海洋技術は限定的である。	海洋科学技術の概念には、数多くの技術分野が存在しており、欧米諸外国との比較において、先導的な分野もあれば立ち後れている分野も存在していると認識しています。このため、とりわけ政策課題対応型研究開発においては、全体を重点的かつ戦略的に推進するとともに、個別技術分野の戦略的な強化についても明確化しているところです。
33			「海洋と人類の共生(symbiosis)」とは具体的に何を意味するのか？	「海洋が人類をはじめとする生物の生命を維持する上で不可欠な要素(海洋基本法第1条)」であり、「海洋の生物の多様性が確保されることその他の良好な海洋環境が保全されることが人類存続の基盤(同第2条)」であることを踏まえ、人類と海洋との関係を表現したものです。
34			平和を確保するためにすべきことが明示されていない。	第1部2及び第2部5（１）において、経済の発展及び生活の安定に必要な物資の多くを海上輸送に依存している我が国にとって、航行の自由や海洋資源の開発等の経済的存立の基盤となる海洋権益は、平和と安全を確保する上で重要であるとし、このような海洋権益を確保するため、海洋における秩序の維持及び安全の確保に必要な施策について記述しています。
35			「国際秩序の構築」とは、主権国家同士の取り決めをきちんとすることである。	(感想、その他)

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
36			「海洋の視点」とは、何を意味するのか？	陸域からの視点の延長線上で海洋について考えるということではなく、海洋独自の視点を持って、との意を込めたものです。
37			海洋に取り組む産・官・学の体制、制度等のSWOT (Strength, Weakness, Opportunity, Threat) ができていない。	ご意見の趣旨については、今後の施策推進の参考にさせていただきます。
38			日本の海洋産業の現状の認識がきちんとなされているか疑問？	(感想、その他)
39			主権国家として、EEZ境界線の確定に努めることが肝要であるが、この視点が感じられない。隣の主権国家との話し合いに努めることが重要である。5国際海峡の取り扱いも再検討すべきかどうか議論する必要がある。	周辺海域における安定した秩序の形成は重要であることから、第1部6及び第2部11において、「・・・問題の根本的解決を図るため、・・・解決を追求していく必要がある。」と記述しています。なお、いわゆる5海峡を見直す必要性については、承知していません。
40			海洋に関する制度で、国と地方自治体の首長との権限につき、問題点を指摘し、再検討すべきである。c f 災害時出動、港湾計画、海岸保全、	ご意見の趣旨については、今後の施策の検討に当たり参考にさせていただきます。
41			海洋施設、観測機器等の、運用要員、維持・管理・点検・修理要員の現状と課題を明らかにすべき。	第2部7(3)アにおいて「これら研究基盤の性能を十分に発揮できるよう計画的な整備を推進する」と記述し、ご意見の趣旨は重要なことと認識しております。
42			時間軸を5年とすることは妥当である。	(感想、その他)
43			空間軸は、地球規模、アジア海域、主権国家、に分けて議論すべきである。	施策に応じた対象範囲を想定した記述に努めています。